

会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 7 条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第 2 条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	100,000 円
準会員	50,000 円
賛助会員	1 口 2,000 円、1 口以上
名誉会員	なし

(会費の納期)

第 3 条 会員は、毎事業年度、5 月 31 日までに、会費（年額）の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第 4 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4 月から 9 月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10 月から翌年 3 月まで）の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から 1 か月以内とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、(1) 会員である団体の代表者（以下、「旧代表者」という。）が、事業年度の開始日から第 3 条に基づく義務履行前に死亡した場合、死亡後 1 か月以内に、当該同一団体の新しい代表者（以下、「新代表者」という。）がこの法人に入会したときは、新代表者が旧代表者の第 3 条に基づく義務を承継し、旧代表者は、かかる義務を免れ、(2) 旧代表者が、第 3 条に基づく義務履行後、事業年度の終了日前に死亡した場合、死亡後 1 か月以内に、新代表者がこの法人に入会したときは、旧代表者の第 3 条に基づく支払済み会費を新代表者が支払ったものとみなす。

(支出先)

第 5 条 正会員、準会員及び賛助会員の会費については、この法人の管理に関する費用に充てるものとする。

(改正)

第6条 この規定の改正は総会の決議を経て行うものとする。

(附則)

1 この規程は、公益法人の設立登記の日から施行する。